

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月4日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和7年1月14日から令和7年2月19日までの間に、別表に記載の41機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和5年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 調定に関する事務で適切でないもの

<板野高等学校>

教育財産有償貸付契約において、貸付料の調定が遅延しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 現金収入に関する事務で適切でないもの

<脇町高等学校>

歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの

＜城東高等学校＞

特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜徳島科学技術高等学校＞

特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4) 支出事務で適切でないもの

＜池田支援学校＞

年度末において執行残が見込まれる予算から、次年度以降に使用する郵便切手を購入している。今後、適正な予算執行に努める必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関
総合教育センター
しらさぎ中学校
富岡東中学校
川島中学校
城東高等学校
城南高等学校
城北高等学校
徳島北高等学校
城西高等学校
徳島科学技術高等学校
徳島商業高等学校
徳島中央高等学校
小松島高等学校
小松島西高等学校
富岡東高等学校
富岡西高等学校
阿南光高等学校
那賀高等学校
海部高等学校
鳴門高等学校
鳴門渦潮高等学校
板野高等学校
阿波高等学校
名西高等学校
吉野川高等学校
川島高等学校
阿波西高等学校

監 査 対 象 機 関

穴吹高等学校
脇町高等学校
つるぎ高等学校
池田高等学校
城ノ内中等教育学校
徳島視覚支援学校
徳島聴覚支援学校
板野支援学校
国府支援学校
鴨島支援学校
ひのみね支援学校
阿南支援学校
池田支援学校
みなと高等学園